

1 施設整備概要

都市計画決定	当初 昭和46年12月25日 最終 平成元年8月10日（第6回変更）
事業施行期間	昭和46年度～平成10年度 (昭和55年度～昭和60年度休止)
施設概要	中央ポンプ場及び排水路（管渠）2,933m
総事業費	約41億円

2 大規模改修を行う理由

中央ポンプ場の維持管理は、町単独費で行い、これまで故障などの不具合発生都度、迅速に修繕を行い、機能を維持してきました。

しかしながら、施設整備開始から半世紀近くが経過し、屋外設備や電気設備、ポンプ本体などの老朽化が著しく、故障の発生も年々増えており、こうした対応では限界が近づいております。

このため、ポンプ場の機能を維持し、浸水被害から町民の皆様の生命と財産を守るためには、大規模改修が必要との判断に至りました。

3 町民負担の軽減

大規模修繕にあたっては、多額の予算が必要となることから、できるだけ町民の皆様の負担を軽減するよう努めてまいります。

具体的な対応は下記のとおりです。

①都市下水路事業から公共下水道事業への転換

これまで、ポンプ場と排水路（管渠）による雨水の排水は、都市下水路事業として実施してきましたが、平成27年度の下水道法の改正により、一宮町のように汚水の排除及び処理を行わず、雨水の排除のみを行う施設が「雨水公共下水道」として新たに公共下水道に位置付けられました。

公共下水道の整備に対する国費の補助率は5割（都市下水路は4割）であるため、国や県の指導をいただきながら、公共下水道事業への転換を図り、町の負担の軽減を図ります。

②長寿命化計画の策定による計画的な管理

社会基盤施設の保全は、故障が発生してから修繕を行う事後保全が一般的でしたが、近年、社会基盤整備の老朽化に伴う安全性の低下や、修繕・保全に関するコストの増大などに対応するためには、このような事後的な修繕でなく、中長期的な計画に基づく予防保全型修繕へ転換することが必要だとの認識が一般的になっています。

今回の大規模改修にあたっては、施設の長寿命化計画を策定し、施設の安全性の確保と修繕に要する費用の軽減を図ってまいります。